

意見書

山本隆司

第10分野1（2）イ①②について意見を述べる。

①に記載されている旧氏単記の法制化の検討は、これまで政策的に推進されてきた旧氏の通称使用の運用に制度上の枠組を与えることにより、その運用をさらに推進することを趣旨としており、それ以上の意味でもそれ以下の意味でもないと理解している。

①の法制化は、これまで当会議の席上で意見が表明され、②で想定されている選択的夫婦別氏制度の検討から独立的、中立的に検討されるものとする。つまり、②で想定される選択的夫婦別氏制度の検討を不要にする意味はなく、その検討の継続が必要であると考えている。

また、②の夫婦の氏に関する制度をめぐる様々な議論と結びつけて①の旧氏単記の法制化をすることは、制度やその運用を複雑化させ、関係者の混乱と負担を招くことを考慮していただきたい。ここでいう関係者には、多種の行政事務を執行する地方公共団体も含まれる。